

報道機関各位

下水道^{かんきょ}管渠更生工事における工事契約の解除について

本年6月に上下水道局が発注した「中吉田四丁目地内（その1）管渠更生工事」において、工事箇所の指定誤りがあったため、工事契約を解除しました。

関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

今後は、工事発注時の事前確認を徹底し、再発防止に鋭意努めます。

1 工事概要

工 事 名： 中吉田四丁目地内（その1）管渠更生工事
工事場所： 北九州市小倉南区中吉田四丁目
工事内容： 管渠更生工 内径 200mm 路線延長 180.2m
請負金額： 17,317,850 円
工 期： 令和7年6月11日～令和7年10月9日
契約解除： 令和7年8月18日

2 経緯

令和6年度 小倉南区まちづくり整備課において、当該地区（中吉田四丁目）における管渠更生工事の実施実績の資料（下水道台帳システム）を基に今回の施工箇所を選定。

発注前に、職員2名が現地のマンホールを開けて未施工の確認（一部を抽出し、目視にて確認）を行ったが誤認だったもの。

令和7年7月17日

上記工事を上下水道局東部工事事務所にて契約後、受注者が現地を調査したところ全区間において施工済みであることが判明し、市（まちづくり整備課）へ報告があった。

まちづくり整備課が改めて現地確認を行い、施工済みであることを確認。

8月 4日 受注者に謝罪のうえ、契約解除を行う旨説明。

8月18日 受注者へ契約解除通知書を交付。（契約解除）

※現在 契約相手方と事後処理を調整中。

3 原因

- ・工事発注の担当者が、下水道台帳システムの一部改修に伴い、管渠更生工事の完了路線の確認方法が変更されていることの認識が不足していたため、下水道管の路線情報の確認が十分に行われず、誤って未施工と判断した。

- ・現地確認においても、確認するマンホールを間違え未施工と判断した。

4 再発防止対策

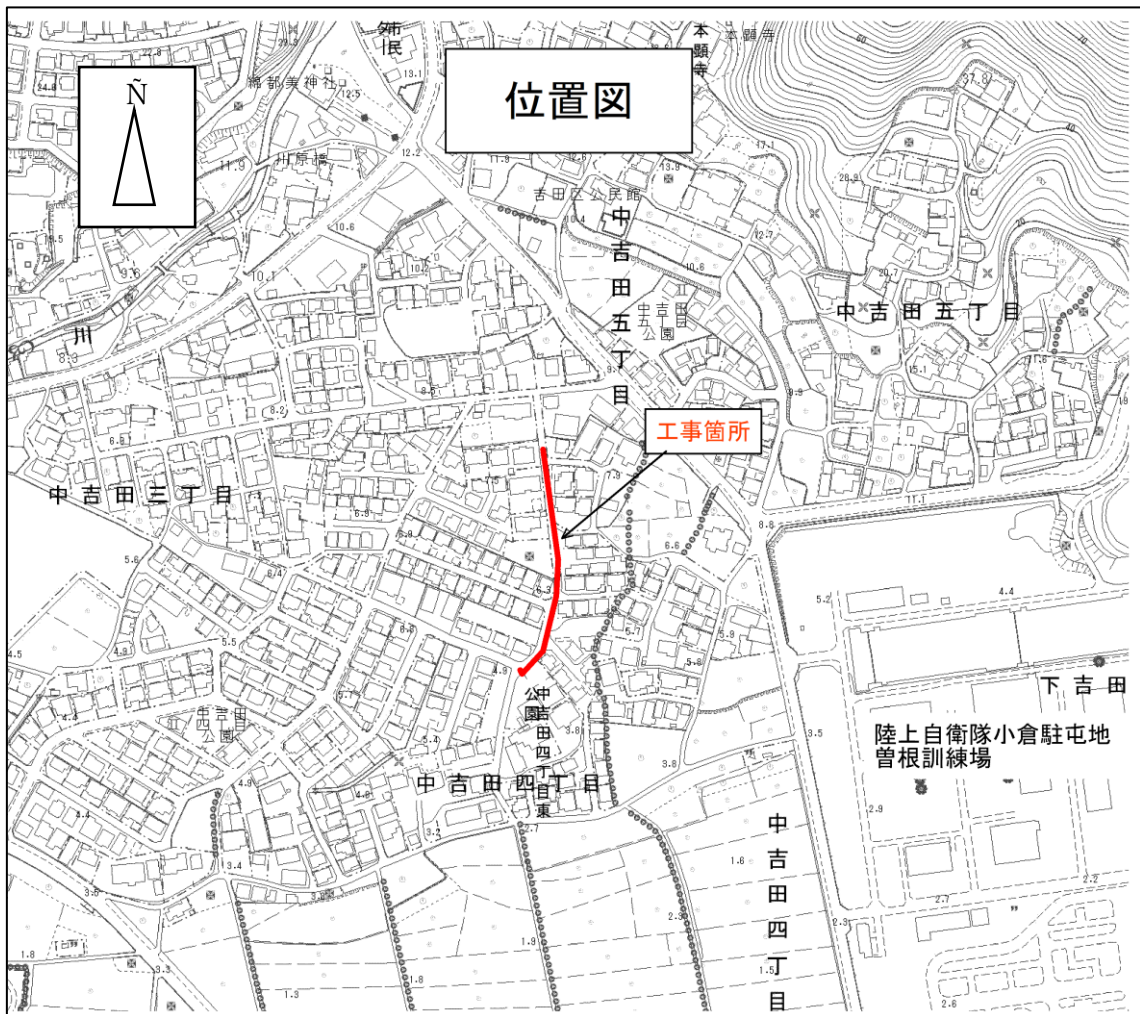
(1) 下水道台帳システムによる確認の徹底及び確認手順の周知の実施

工事対象箇所を選定の際に、下水道台帳システムの各路線の情報等の確認に漏れがないよう、手順の周知を再度行うとともに、新たにチェックリストを作成した。

加えて複数の職員でチェックする。

(2) 工事対象箇所の事前確認を徹底する

工事対象の路線について、台帳情報をもとに、現地確認を別々の職員で二回行うこととする。



※管渠更生工事とは、破損やクラックおよび腐食等により老朽化した既設下水道管渠を掘り起こすことなく、内側から補修・再生する工事

【契約手続きに関すること】

上下水道局東部工事事務所管理課 有田（所長）、福村（係長）

電話：093-932-5793

【上記以外全般に関すること】

小倉南区役所まちづくり整備課 藤原（課長）、三宅（係長）

電話：093-951-4123